



○長野県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年5月23日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

| 事業の種類 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|------------------|----------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| 通所介護 | 社会福祉法人望月悠玄福祉会 | 北佐久郡望月町大字望月字井戸1730番地 | 望月町デイサービスセンター | 北佐久郡望月町大字望月1729番地6 | 平成14年4月1日 |
| | 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 | アイリスケアセンター松本中央 | 松本市筑摩2丁目33番15号 | 平成14年5月1日 |
| | 社会福祉法人松本ハイランド | 松本市大字和田字中沖2240番地33 | ゆめの里和田デイサービスセンター | 松本市大字和田字中沖2240番地33 | 〃 |
| | 社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会 | 塩尻市大門6番町4番6号 | 塩尻市デイサービスセンターみどりの郷 | 塩尻市峰原173番地1 | 〃 |
| | 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 | アイリスケアセンター聖 | 更埴市八幡3538番地1 | 〃 |

| | | | | | |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------------|
| 通所リハビリテーション | 医療法人みゆき会 | 飯山市大字下木島9番地 | 医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設みゆき | 飯山市大字下木島9番地 | 平成14年5月1日 |
| 短期入所生活介護 | 社会福祉法人松本ハイランド | 松本市大字和田字中沖2240番地33 | ゆめの里和田 | 松本市大字和田字中沖2240番地33 | 平成14年5月1日 |
| 短期入所療養介護 | 医療法人みゆき会 | 飯山市大字下木島9番地 | 医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設みゆき | 飯山市大字下木島9番地 | 平成14年5月1日 |
| 痴呆対応型共同生活介護 | 北アールプス広域連合 | 大町市大字大町1058番地33 | 痴呆対応型共同生活介護施設ひだまりの家 | 大町市大字大町8035番地 | 平成14年5月1日 |
| 福祉用具貸与 | 有限会社ケーアンドケーメディアカル 株式会社介護センター花岡 | 南佐久郡臼田町臼田1935番地 諏訪郡下諏訪町湖畔町6157番地3 | 有限会社ケーアンドケーメディアカル 株式会社介護センター花岡伊那店 | 南佐久郡臼田町臼田1935番地 伊那市伊那部3083番地1 | 平成14年5月1日 " |
| 2 居宅介護支援事業者 | | | | | |
| 名 | 称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
| 社会福祉法人白百合会 | | 長野市三輪5丁目1015番地2 | 穂高白百合荘居宅介護支援事業所 | 南安曇郡穂高町大字有明7550番地7 | 平成14年4月1日 |
| 社会福祉法人松本ハイランド | | 松本市大字和田字中沖2240番地33 | ゆめの里和田 | 松本市大字和田字中沖2240番地33 | 平成14年5月1日 |
| 医療法人みゆき会 | | 飯山市大字下木島9番地 | いよいよ介護老人保健施設みゆき居宅介護支援事業所 | 飯山市大字下木島9番地 | " |

3 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設

| 施設の種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------|-----------------------|--------------------|-----------|
| 介護老人福祉施設 | ゆめの里和田 | 松本市大字和田字中沖2240番地33 | 平成14年4月1日 |
| 介護老人保健施設 | 医療法人みゆき会飯山介護老人保健施設みゆき | 飯山市大字下木島9番地 | 平成14年5月1日 |
| 介護療養型医療施設 | 長野県立木曾病院 | 木曾郡木曾福島町6613-4 | 平成14年4月1日 |

厚生課

○長野県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年5月23日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

| 事業の種類 | 名 称 | 主たる事業所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------|------------------|-------------------|----------------------|--------------------|------------|
| 通所介護 | 社会福祉法人望月町社会福祉協議会 | 北佐久郡望月町大字望月317番地2 | 望月町デザインサービスセンター 牧 | 北佐久郡望月町大字望月1729番地6 | 平成14年3月31日 |

2 居宅介護支援事業者

| 名 称 | 主たる事業所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-----------------|--------|--------------------|------------|
| 社会福祉法人白百合会 | 長野市三輪5丁目1015番地2 | 穂高白百合荘 | 南安曇郡穂高町大字有明7550番地7 | 平成14年3月31日 |

厚生課

○長野県告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年5月23日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|------------|---------------|------------|
| コスモスケアサービス | 佐久市岩村田1854番地1 | 平成14年5月16日 |

(2) 通所介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|---------------|--------------------|------------|
| よってきい家 | 松本市笹賀3844番地7 | 平成14年5月16日 |
| デイサービスセンター銀松苑 | 大町市大字常盤字東部6850番地24 | 〃 |

(3) 短期入所生活介護

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-----------|-------------------|------------|
| サングリーン藤ヶ原 | 松本市大字里山辺大柳1832番地2 | 平成14年5月16日 |

2 指定居宅介護支援事業者

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|---------------|----------------|------------|
| 介護のかふね居宅支援事業所 | 飯田市育良町2丁目24番2号 | 平成14年5月16日 |

高齢福祉課

○長野県告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行った。

平成14年5月23日

長野県知事 田中康夫

| 事業所の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|----------------|---------------------|------------|
| 特別養護老人ホームあずみの里 | 南安曇郡豊科町大字高家5285番地11 | 平成14年5月16日 |

高齢福祉課

○長野県告示第284号

水土保全森林緊急間伐実施事業等補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第639号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年 5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

題名を次のように改める。

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱

第1中「水土保全森林緊急間伐実施事業、水土保全森林緊急間伐対策事業、」を「間伐等森林整備促進対策事業及び」に改め、「緊急間伐推進事業、「ふるさとの森」整備支援事業及び間伐対策事業」を削る。

第2の表を次のように改める。

| 事業の種類 | 経費 | 補助率 |
|-----------------|---|--|
| 1 間伐等森林整備促進対策事業 | (1) 市町村が間伐等森林整備促進対策事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア 林業機械作業システム整備事業 (ア) 林業機械導入事業 (イ) 基幹作業道整備事業 イ 特認事業 (2) 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体又は森林整備法人が事業計画に基づいて(1)に掲げる事業を行うに要する経費に対して、市町村が当該経費の補助率の欄に定める補助率で補助するに要する経費 (3) (1)及び(2)の事業実施のための附帯事務費 | 100分の45以内 100分の55以内 100分の45以内 100分の100以内 100分の45以内 |
| 2 森林整備受委託等促進事業 | 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体又は森林整備法人が森林整備受委託等促進事業計画に基づいて、知事の指定する金融機関又は森林組合連合会から資金を借入れ、支払った利息のうち次に掲げる額 (1) 事業対象者の借入資金が受託事業の実施に要するものである場合 ア 受託事業の規模が1年当たり50ヘクタール以上150ヘクタール未満の場合は、借入金利（年利）の利率から2.5パーセントを減じた率を借入金利として算出した額 イ 受託事業の規模が1年当たり150ヘクター | 100分の100以内 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>ル以上300ヘクタール未満の場合は、借入金利（年利）の利率から2.0パーセントを減じた率を借入金利として算出した額</p> <p>ウ 受託事業の規模が1年当たり300ヘクタール以上の場合は、借入金利（年利）に相当する額</p> <p>(2) 事業対象者の借入資金が受託以外の事業の実施に要するものである場合であつて、事業の規模が1年当たり50ヘクタール以上のときは、借入金利（年利）の利率から2.5パーセントを減じた率を借入金利として算出した額</p> | |
|--|---|--|

第3第1項第1号中「第2の表の1から6まで」を「第2の表の1及び2」に改め、同項第2号中「第2の表の2」を「第2の表の1」に改め、同項第3号中「第2の表の3」を「第2の表の2」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同項第7号を同項第4号とし、同項第8号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、同項第11号を削り、同項第12号を同項第8号とし、同項第13号中「(高度公益機能森林にあつては、10年)」を削り、同号を同項第9号とする。

第4第1項中「水土保持森林緊急間伐実施事業等補助金交付申請書」を「間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付申請書」に改め、同第4第2項中「、2及び4から6まで」を削る。

第5中「第7号まで」を「第4号まで」に改め、同第5第1号中「、同項第3号のア、同項第4号のア、同項第5号のア及び同項第6号のア」を「及び同項第3号のア」に、「水土保持森林緊急間伐実施事業等補助金増（減）額承認申請書」を「間伐等森林整備促進対策事業等補助金増（減）額承認申請書」に改め、同第5第2号中「、同項第3号のイ及びウ、同項第4号のイ、同項第5号のイ並びに同項第6号のイ」を「並びに同項第3号のイ及びウ」に、「水土保持森林緊急間伐実施事業等変更承認申請書」を「間伐等森林整備促進対策事業等変更承認申請書」に改め、同第5第3号中「第3第1項第7号」を「第3第1項第4号」に、「水土保持森林緊急間伐実施事業等中止（廃止、完了期限延長）承認申請書」を「間伐等森林整備促進対策事業等中止（廃止、完了期限延長）承認申請書」に改める。

第7中「及び3から5まで」を削り、「10月末日」を「12月末日」に、「12月末日」を「10月末日」に、「水土保持森林緊急間伐実施事業等遂行状況報告書」を「間伐等森林整備促進対策事業等遂行状況報告書」に改める。

第8第1項中「水土保持森林緊急間伐実施事業等実績報告書」を「間伐等森林整備促進対策事業等実績報告書」に改める。

第9中「水土保持森林緊急間伐実施事業等補助金概算払請求書」を「間伐等森林整備促進対策事業等補助金概算払請求書」に改める。

第10中「水土保全森林緊急間伐実施事業等補助金交付請求書」を「間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付請求書」に改める。

第11第1項中「水土保全森林緊急間伐実施事業等財産処分承認申請書」を「間伐等森林整備促進対策事業等財産処分承認申請書」に改める。

森林保全課

○長野県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 5月23日

長野県知事 田中 康夫

- 1 路線名 白石更埴線
- 2 供用を開始する区間
更埴市大字屋代字七ツ石36番の1地先から
更埴市大字屋代字清水260番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年 5月23日

道路維持課

○長野県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 5月23日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白石更埴線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延 長 km |
|--|-----|------------|-----------|
| 更埴市大字屋代字七ツ石23番の1地先から 更埴市大字屋代字七ツ石40番の1地先まで | 旧 | 9.1~12.5 | 0.1600 |
| 更埴市大字屋代字七ツ石23番の1地先から 更埴市大字屋代字清水260番の6地先まで | | 12.5~19.5 | 0.3527 |
| 更埴市大字屋代字七ツ石23番の1地先から 更埴市大字屋代字七ツ石40番の1地先まで | 新 | 9.1~12.5 | 0.1600 |
| 更埴市大字屋代字七ツ石23番の1地先から 更埴市大字屋代字清水260番の6地先まで | | 12.5~30.0 | 0.3556 |

道路維持課

○長野県告示第287号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県松本建設事務所において縦覧に供する。

平成14年5月23日

長野県知事 田中康夫

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 東条川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成14年5月23日

3 廃川敷地等の位置

東筑摩郡坂北村字横吹5910番1、5910番2

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,894.8平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課

○長野県松本地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成14年5月13日、次のとおり売りさばき人の名称及び住所変更の届出があった。

平成14年5月23日

長野県松本地方事務所長 本道 亜紀子

新 名 称

東洋観光事業株式会社アルピコ自動車学校第一校

旧 名 称

長野県松本自動車学校

新 名 称

野 口 征 子

新 住

松本市県1-2-17

所

旧 名 称

野 口 秀 人

旧 住

松本市県1-2-18

所

会 計 局